

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月25日

上越市長 中川 幹太

記

1 委託事務の内容（委託をした歳入等）

上越市ラーバンセンターにおける使用料の徴収事務

2 委託先

名

称：環境をサポートする株式会社きらめき

住所又は事務所の所在地：新潟県新潟市中央区東堀前通6番町1061番地

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで